

## 外国人児童生徒トータルサポート事業（外国人児童生徒相談員・スーパーバイザーの配置）派遣基準

### 1 県が派遣するスーパーバイザー及び相談員の基準

県内に居住する日本語指導が必要な言語別児童生徒数	県の派遣体制	県の対応等
原則として 県内の1言語が 10人未満	派遣体制をとらない。	スーパーバイザーが初期指導のアドバイスをする。 初期指導カリキュラムを提示する。
原則として 県内の1言語が 10人以上	派遣可能な体制をとる。	派遣要請に応じ、基準枠内でスーパーバイザーや相談員を派遣する。

### 2 県が市町へスーパーバイザー及び相談員を派遣する基準

市町内に居住する日本語指導が必要な言語別児童生徒数	県から市町への派遣	県の支援体制等
原則として 市町内の1言語が 10人未満	要請に応じて派遣する。	1校の1言語に相談員やスーパーバイザーを派遣する回数は、1校につき15回を上限とすることを基本とする。
原則として 市町内の1言語が 10人以上	派遣しない。	相談員について、市町に体制をとるよう助言する。 連絡協議会を設置し、県として情報交換の場をつくる。

例 市町内で言語別の日本語指導が必要な児童生徒の数が、ポルトガル語12人、中国語（県内に10人以上の言語）3人、ロシア語（県内に10人未満の言語）1人だった場合。

↓

ポルトガル語は、派遣しない。中国語は派遣可能（1校につき15回が上限）。  
ロシア語は、県内に10人未満のため、派遣しない。